

県産品販売・食品製造事業者支援施策検討懇話会開催要綱

(目的)

第1 令和4年度から令和6年度に開催した「首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会」における有識者からの意見等を踏まえ、県では社会情勢の変化に対応した事業を展開している。今後、各事業の効果検証を行うとともに、首都圏等における県産品販売施策や県内食品製造事業者への支援施策の方向性について、広く有識者から意見聴取を行うため、「県産品販売・食品製造事業者支援施策検討懇話会」（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 県産品販売支援施策に関すること。
- (2) 食品製造事業者支援施策に関すること。
- (3) その他物産振興施策に係る必要な事項

(構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる分野から知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県農政部食産業振興課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

分 野	構成員数
学 識 者	2人
マーケティング事業者	1人
広告・プロモーション	1人
県内食品製造事業者	1人
デジタル・観光事業者	1人
県産品販売促進事業者	1人